

農林水産業

農業制度資金関係

農林水産課農政係・各支所地域振興課

(平成24年3月現在)

農業制度資金名	貸付対象者	貸付対象事業	貸付限度額	償還期限(据置期間)	
農業近代化資金	①認定農業者 ②認定就農者 ③集落営農組織など ④一般農家	規模拡大や機械設備などの高度化を図るために必要な長期資金	個人 1,800万円 法人(任意団体含む。) 2億円	① 15年(7年) ② 17年(5年) ③④15年(3年)	
農業経営改善促進資金(新スーパーS資金)	①認定農業者 ②六次産業化法認定者	認定農業者、六次産業化法認定者を対象に種苗・肥料代などの購入に必要な短期運転資金	①個人 500万円 法人 2,000万円 ②個人 1,000万円 法人 4,000万円	1年 (農業経営改善計画・総合化事業計画期間中)	
日本政策金融公庫資金	農業改良資金(無利子)	①認定農業者 ②認定就農者 ③集落営農組織など ④エコファーマー ⑤六次産業化法認定者 ⑥一般農業者	新たな経営部門へのチャレンジや新技術の導入などに取り組むために必要な資金	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円	10年(3年)
	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	認定農業者	農地取得や設備整備など、農業経営改善計画を達成するために必要な長期資金	個人 1億5,000万円 法人 5億円	25年(10年)
	経営体育成強化資金	①一般農業者 ②認定就農者 ③農業参入法人 ④集落営農組織など	意欲と能力をもって農業を営む農業者に対して、営農負債の整理、支払いなどに必要な資金	①②③ 1億5,000万円 ④ 5億円	25年(3年)
	農林漁業セーフティネット資金	①認定農業者 ②認定就農者 ③集落営農組織など ④一般農業者	農業経営の意欲と能力を持ちながら、不慮の災害により農業経営が困難となった農業者に対し、経営の維持安定に必要な資金	600万円	10年(3年)
農業経営負担軽減支援資金	負債の償還が困難になっている農業者で要綱に定める要件を満たしている人	意欲と能力を持ちながらも、経済環境の変化などによって、営農により生じた負債の借り換え資金	営農負債の残高	10年(3年) 特認15年(3年)	
就農支援資金(無利子)	認定就農者 認定農業者(農業経験がない人を新たに採用しようとする農業法人などで就農計画が認定された人)	新規就農者が就農のための研修などの受講、就農準備、設備投資などに必要な資金	就農研修資金 先進農家など 月額15万円 農業大学校 月額5万円 就農準備資金 200万円	青年 40歳未満 12年(4年) 中高年 65歳未満 7年(2年)	
			就農施設などの資金 3,700万円	12年(5年)	

- ※ 一般農業者：農業所得が総所得の過半以上、または農業粗収益200万円以上などの条件を満たす農業者
- ※ 認定就農者：経営開始後5年以内であり、かつ認定後10年以内の人に限る農業者
- ※ 農業参入法人：原則として5年以内に認定農業者となる計画を持つ農業を営む法人で、経営開始後決算を2期終えていること
- ※ エコファーマー：認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入する農業者
- ※ 資金用途や借入対象者などにより借り入れできない場合、融資限度額、償還期限が異なる場合があります。

農地流動化奨励金

農林水産課営農水産係・各支所地域振興課

効率的で安定した農業経営を目指し、農業経営改善計画書（5年後の経営目標）により、認定された農業者（認定農業者）への農地利用集積と効率的利用を図るため、以下の要件を満たした人に奨励金を交付しています。

【対象農地および交付対象者】

農業振興地域内の農地について、利用権設定等促進事業により3年以上の賃借権を設定された認定農業者および農地所有者。ただし、奨励金の交付は、賃借権の設定をした当該年度のみです。

【認定農業者】

(単位：10アール当たり)

利用権の設定期間	普通農地（再設定）	普通農地（新規）	国営農地（再設定）	国営農地（新規）
3年以上6年未満	2,600円	4,300円	3,100円	5,100円
6年以上10年未満	7,700円	1万2,800円	9,200円	1万5,300円
10年以上	1万200円	1万7,000円	1万2,300円	2万400円

【農地所有者】 年間賃借料の1割

農林漁業後継者支援

農林水産課農政係・各支所地域振興課

次代の一次産業を担う若い人材の確保育成を図ることを目的として、高校における奨学金や、農業大学校などにおける研修資金借受者（15歳以上40歳未満）の返還金について助成します。

○高校奨学金返還助成事業

【対象者】 高等学校在学時に奨学金（日本学生支援機構奨学金など）を借り受け、高校卒業後に市内で農林漁業へ就業した人

【助成額】 愛媛県教育委員会の国公立高校奨学金の自宅通学または自宅外通学の区分に応じたそれぞれの貸与金

【要件】 高等学校卒業後、原則として1年以内に就業し、5年間以上継続すること

○就農研修資金償還免除事業

【対象者】 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社就農研修資金（就農支援資金）を借り受け、市内で就農した認定就農者および継続研修中の認定就農者

【助成額】 1人当たり240万円を限度として助成

【要件】 研修終了後、原則として1年以内に就農し、5年間以上継続すること

第一次産業の担い手の育成と市内への定住促進を図るため、50歳未満のI・Jターンによる第一次産業への就業者が大洲市に住民登録し、賃貸住宅を借り上げた場合に、補助金を交付します。

○大洲市I・Jターン定住促進支援事業

【対象者】 年齢が50歳未満で、就業した日または住民登録などをした日から5年を経過していない人

【対象住宅】 市内に所在する借家、アパートなど

【補助金額】 月額2万円以内（ただし、家賃相当額を限度とする。）

【交付期間】 市内に在住した日から5年を経過するまでの最大3年間

フラワーパーク体験農園

農林水産課営農水産係

交流施設として土との触れ合いを通じて自然と親しみ、作物の成長と収穫の喜びが体験できる施設です。

【体験農園区画数】 108区画（他に身体障がい者用農園が2区画あります。）

【1区画の面積】 1区画2m×5m 10㎡

【体験農園使用料】 1区画につき2,500円（1年間）

【利用者の公募方法】 農園に空きがある場合、随時「広報大洲」などに掲載し公募します。

【農園の利用期間】

4月1日から翌年3月31日までの1年間（期間の途中から利用する場合は、期間内の残余期間）
次年度継続利用については、毎年2月ごろに意思確認を行います。

【農園を利用できる人】 ・市内に住んでいる人 ・市内の事務所または事業所に勤めている人

【利用区画の制限】 利用区画は、1利用者につき4区画までを限度として利用することができます。

【利用にあたり禁止されていること】 「営利を目的とした作物の栽培」・「永年作物の栽培」・「農園の転貸」など

山林の木を伐採する時

農林水産課管理係・農林構造改善係・各支所地域振興課

山林（普通林・保安林）の立木を伐採するには市への届け出または許可が必要です。

○普通林の場合

普通林（森林法第10条第8項による伐採）

【届出期間】 伐採開始日前90日から30日までの間

普通林のうち森林施業計画対象林（森林法第15条による伐採）

【届出期間】 伐採、立木の譲渡、造林などの事業終了後30日以内または計画で区分している時期の終了後30日以内

○保安林の場合

木の間伐

【届出期間】 伐採開始日前20日までの間

立木の択伐…申請し、市長の許可を得ることが必要です。

【申請期間】 伐採開始日の30日前まで

皆伐…あらかじめ地方局長の許可が必要です。

このほか、保安林内において、立木の伐採、測量などの調査の支障となる木の伐採、家畜の放牧、土石・樹根の採掘、その他土地の形質変更などの行為を行う時は、あらかじめ市長の許可が必要です。



火入れの許可

農林水産課農林構造改善係・各支所地域振興課

地ごしらえ（木を植えるための準備作業）や田畑の開墾などのため、森林への火入れを行う時は許可が必要です。

火入れ期間開始日の10日前までに次の書類を提出してください。

【申請書類】 市が定める申請書、火入れ地周辺の見取図

（このほか、森林所有者の承諾書、請負（委託）契約書の写しが必要な場合があります。）

【許可の対象面積】 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとします。

【許可期間】 1件につき10日以内

【火入れの目的】 地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑

有害鳥獣による農作物被害などの防止

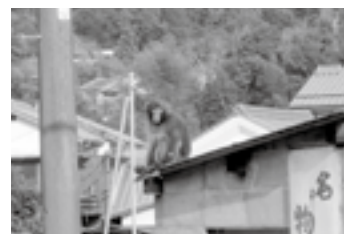
農林水産課農林構造改善係・各支所地域振興課

野生鳥獣類が田畑などを荒らし、農作物などが被害を受けた場合、狩猟免許（銃器、わな）所有者に対し、捕獲期間や範囲などを決めて捕獲を許可します。

【狩猟鳥類】 イノシシ、カラスなど、鳥29種類、獣20種類

【保護鳥獣】 アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル など

有害鳥獣の捕獲については、捕獲許可期間、捕獲従事者の要件、捕獲方法、捕獲区域、捕獲員などについて制限があります。



木造住宅建築促進支援

農林水産課農林構造改善係・各支所地域振興課

市内の豊富な森林資源の有効活用と林業の活性化をめざす取り組みとして、木造住宅の建築に対して、その費用の一部を助成します。手続きについては、担当課までお問い合わせください。

【補助対象者】 自ら居住するために大洲市内に木造住宅を新築する人

【補助対象住宅】

- ・主要部材（土台、桁、梁など）に大洲市内で伐採され、南予の製材所で生産された製材品を60%以上使用し、住宅部分の床面積が70㎡以上のもの
- ・在来工法（軸組工法）により建築されるもの
- ・大洲喜多地産地消の家づくり協議会の登録工務店などで建築される木造住宅

【補助金の額】

- ・主要部材に使用する市産材の材積1㎡に対し、1万円を乗じて算出した額で、30万円を上限とします。
- ・大洲市土地開発公社の分譲地を新たに購入し、上記の要件で木造住宅を建築する場合は、1㎡に対し1万5,000円を乗じて算出した額で、50万円を上限とします。

農地の権利移動

農業委員会事務局

○農地法第3条の許可申請

農地を売買・貸借・贈与などにより権利を取得または設定する場合には、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますので、注意してください。農地の売買・貸借については、大洲市の農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく方法もあります。

【農地法第3条の許可基準】

- ・全部効率要件
- ・農業生産法人要件（所有権を取得する場合）
- ・農作業常時従事要件
- ・下限面積要件（全域30アール以上で、毎年見直しを行います。）
- ・地域との調和要件

【手続きに要する期間など】

- ・提出期限（毎月15日）
 - ・農業委員会総会で審議（翌月初旬）
 - ・許可書交付（総会終了後1週間以内）
- 約25日間

○相続などの届け出

農地を相続や時効取得などにより農地法第3条の許可を受けることなく取得した場合には、農地法第3条の3第1項の規定に基づく農業委員会への届け出が必要です。

農地の転用など

農業委員会事務局

○農地法第4・5条の許可申請

農地を農地以外のもの（宅地・雑種地・山林など）に転用する場合は、農地法第4条または第5条の規定に基づく知事の許可が必要です。

【農地法第4・5条の許可基準】

- ・立地基準（代替性要件など）
- ・一般基準（転用の確実性、周辺農地などへの影響など）

【手続きに要する期間など】

- ・提出期限（毎月15日）
 - ・農業委員会総会で審議（翌月初旬）
 - ・県へ申請書・意見書送付（総会後）
 - ・県からの諮問に応じ県農業会議で審議（翌月下旬）
 - ・許可書交付（県農業会議での審議後1週間以内）
- 約50日間

○農業用施設建設届出

自分が所有する2アール未満の農地に、農業用倉庫などの農業用施設を建設する場合は、農地法第4条の知事の許可は不要ですが、事前に農業委員会への届け出が必要です。

○農地原形変更届出

盛土するなどして農地の区画の形質を変更しようとする場合は、事前に農業委員会への届け出が必要です。

農業者年金制度は、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を目的として昭和46年に発足し、平成14年1月1日から新しい農業者年金制度がスタートしています。老後の備えは国民年金プラス「農業者年金」が基本です。

・農業者なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、どなたでも加入できます。配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。

・少子高齢化時代に強い年金です

自らが納めた保険料とその運用収入により、年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、保険料が引き上げられることもありません。

・保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（月額2万円から6万7,000円までの間で千円単位で自由に選択）農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

・終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

・公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。また、将来受け取る農業者年金は、65歳以上の人であれば公的年金などの合計額が120万円までは全額非課税となります。

・農業の担い手には手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる人には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

商 工 業

商業近代化への助成

商工観光課商工係

市内の次の団体が行う事業で、近代化を促進するものについては、助成を行っています。

【対象団体】 ・商店街振興組合法による法人 ・中小企業等協同組合法による法人
 ・商店会または商工会 ・その他市が必要と認めた団体

【各種補助事業の概要】

・事業補助 次の補助率の範囲内で交付します。ただし、1事業につき1,700万円を限度とします。

事業の種類	補助対象事業費の要件	補助率	
・アーケード建設事業・歩道カラー舗装事業・街路灯（商店街入口電光アーチを含む。）設置事業・放送施設設置事業・駐車場設置事業	事業費のうち、必要最低限度の施設費。ただし、国、県の補助金の交付を受けた場合、その補助金に相当する額を控除した額	4分の1以内	
・組織化事業	商店街振興組合法または中小企業等協同組合法による法人を設立するために必要な最低限度の事業費	4分の1以内	
・近代化事業計画策定事業	事業計画策定に必要な事業費のうち、業務委託に係る事業費	基本構想	全額
		基本計画	4分の1以内
・そのほか商業近代化促進に寄与する事業	市長が認めた事業に必要な最低限度の事業費	4分の1以内	

- ・奨励補助 次の共同化事業に対し、当該年度の固定資産税の収納額に相当する額を限度として、事業完了後翌年4月1日から3年間各年度ごとに交付します。

事業の概要	補助対象事業費の要件
<ul style="list-style-type: none"> ・共同店舗建設事業に対するもの ・アーケード建設事業に対するもの ・商業店舗共同利用事業（商業アパート）に対するもの ・駐車場（100台以上）建設事業に対するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が5,000万円以上のもの ・敷地面積200㎡以上のもの

中小企業への融資

商工観光課商工係

【融資対象】

大洲市内に住居または事務所があり、中小企業を営んでいる個人または法人、もしくは中小企業等協同組合法による組合で、市税の滞納がないものが対象です。

【融資内容】

	長期融資	短期融資
使 途	運転資金を原則とし、設備資金については、特に必要と認められたものに限る。	運転資金
融 資 限 度 額	500万円	300万円
融 資 期 間	60か月	6か月
貸 付 利 率	日本政策金融公庫の一般貸付5年以内基準利率の0.3%下り	日本政策金融公庫の一般貸付5年以内基準利率の0.5%下り
返 済 方 法	60か月以内の割賦弁済（3か月の据置を含む。）	6か月以内の一括または割賦弁済
再 度 融 資	既に受けた融資の額を2分の1以上返済している場合は、再度融資を受けることができる。	
保 証 人	原則として、法人の場合は代表者、個人の場合は不要	

【申込方法】 市内取扱金融機関と協議の上、金融機関を通じて担当課へ申し込みを行ってください。

【大洲市中小企業振興資金利子補給および保証料補給制度】

融資を受けた中小企業の育成振興を図ること目的として、利子および保証料を補給する制度です。

対象となるもの	上記融資を支払期日までに完済したもので、市税を滞納していないもの
補 給 率	・利子 年利0.73%の利子補給 ・保証料 全額

産業の振興

企業立地への助成

産業振興課産業政策係・各支所地域振興課

大洲市では、市内への企業の立地を促進し、産業の振興および雇用機会の拡大を図るため、事前に指定した企業に対し、奨励金を交付します。

【指定の要件】

- ・投下固定資産総額が1億円以上（中小企業にあっては3,000万円以上）
- ・事業所を新設または増設する企業は、新規雇用従業員が5人以上（中小企業2人以上）
事業所を移設する企業は、常時雇用従業員が10人以上
- ・公害を発生させ、または発生させるおそれがないこと
※情報サービス業を営む企業については、新規雇用従業員が10人以上、公害を発生させ、または発生させるおそれがないこと

奨励金の区分	奨励金の交付要件	奨励金の額および限度額	奨励金の交付期間
企業立地促進奨励金	企業の立地に伴う固定資産税の納付があった時	各年度の固定資産税（土地に係るものを除き、増設にあつては拡張した部分に限る。）の収納額に相当する額	操業開始以降の最初に賦課される固定資産税の賦課期日の属する年度から5年間
雇用促進奨励金	新規雇用従業員を5人（中小企業にあつては2人）以上かつ継続して1年以上雇用した時	1年以上雇用した新規雇用従業員1人につき年額50万円（短期間労働者にあつては25万円）以内の額とし、5,000万円を限度とする。	操業開始の日から1年を経過した日から1年間
用地取得奨励金	土地を取得して立地する企業が次の要件を満たし、取得後3年以内に操業を開始した時（規則で定める場合を除く。） (1)事業所の用地取得面積が3,000㎡以上であること (2)事業所の建築面積が500㎡以上であること	交付要件のいずれも満たす新設または増設 事業所用地の取得費に100分の10（市有地を取得した場合は100分の20）を乗じて得た額とし、1億5,000万円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。	操業開始の日から1年を経過した日の属する年度から5年間
		交付要件のいずれかを満たす新設もしくは増設または交付要件のいずれも満たす移設 用地取得費に100分の5（市有地を取得した場合は100分の10）を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、交付期間の各年度において均等に分割して交付する。	
事業用資産賃借奨励金	土地または建物を賃借して立地する企業が次の要件を満たし、操業を開始した時（規則で定める場合を除く。） (1)賃借した土地の面積が3,000㎡以上であること (2)賃借した建物の建築面積が500㎡以上であること	交付要件のいずれも満たす新設または増設 土地および建物の賃借料の年額に100分の10を乗じて得た額とし、5年間において1億円を限度とする。	操業開始の日から1年を経過した日の属する年度から5年間
		交付要件のいずれかを満たす新設もしくは増設または交付要件のいずれも満たす移設 土地および建物の賃借料の年額に100分の5を乗じて得た額とし、5年間において5,000万円を限度とする。	

※情報サービスを営む企業

奨励金の区分	奨励金の交付要件	奨励金の額および限度額	奨励金の交付期間
雇用促進奨励金	新規雇用従業員を10人以上かつ継続して1年以上雇用した時	1年以上雇用した新規雇用従業員1人につき年額50万円（短時間労働者にあつては25万円）以内の額とし、3年間において5,000万円を限度とする。	操業開始の日から1年を経過した日から3年間
事業用資産賃借奨励金	土地、建物などを賃借して立地する企業が、操業を開始した時（規則で定める場合を除く。）	土地、建物、通信機器などの賃借料および専用回線通信料の年額に3分の1を乗じて得た額とし、3年間において5,000万円を限度とする。	操業開始の日から1年を経過した日の属する年度から3年間

